

2022年10月27日

地域包括ケア病棟協会
会長 仲井培雄

看護職員処遇改善評価料についての照会と回答

厚生労働省保険局医療課に以下の照会を行い、回答がありましたのでお知らせ致します。

【照会内容】

地域包括ケア病棟のみの医療機関（地域包括ケア病院）は救急医療管理加算を届出ることができないため、救急搬送件数が年間で200件以上であっても看護師処遇改善評価料を算定できないのか。

【回答】

救急医療管理加算の届出を行っていない場合は、救命救急センター等を設置していない限り、看護職員処遇改善評価料の施設基準要件を満たさない。